

循環型社会形成推進基本計画（以下「循環基本計画」という。）は循環型社会形成推進基本法第15条の規定に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものです。また、循環基本計画は、平成14年9月のヨハネスブルク・サミット実施計画に基づき各国が策定する持続可能な生産・消費形態への転換を加速するための10年間の枠組みでもあります。

今日、経済活動のグローバル化により日常生活の様々な分野にまで国際的な相互依存が極めて高くなっており、国際的に連携をとり、国際社会と協力し合いながら循環型社会の形成を図っていきます。

第1章 現状と課題

第1節 現状

1 非持続的な20世紀型の活動様式

人類が20世紀に入って高度に展開させてきた活動様式、すなわち大量生産・大量消費型の経済社会活動は、私たちに大きな恩恵をもたらしてきましたが、他方で、大量廃棄型の社会として物質循環の環を断ち、その健全な循環を阻害するという側面も有していました。このため、国内的には、毎年、約4億5千万トンという膨大な量の廃棄物が生ずるとともに、廃棄物等（廃棄物に加えて使用済物品、副産物等を含むもの）の多様化に伴う処理の困難化や不適正な処理による環境負荷の高まりの顕在化、産業廃棄物の場合であれば全国で約4年、首都圏で約1年の残余年数となる最終処分場（埋立場）の残余容量のひっ迫など深刻な状況が続いています。

一方、こうした活動様式は、国際的にも、天然資源の枯渇への懸念や地球温暖化問題などの地球的規模での環境影響の問題を生じさせています。人類が21世紀においても、このような経済社会活動を続けることは、環境の容量の制約に突き当たることを意味し、持続可能な発展は望むべくもありません。

2 物質フローの状況

平成12年度における我が国の物質収支を概観すると、約21.3億トンの総物質投入量に対し、その約3分の1に当たる量（約7.2億トン）が廃棄物や二酸化炭素という形態で環境中に排出されています。他方、循環利用量は約2.2億トンと総物質投入量の1割に過ぎません。

また、資源採取等に伴い目的の資源以外に採取・採掘されるか又は廃棄物などとして排出される「隠れたフロー」が、国内では約10.9億トン（資源採取量約11.2億トンの0.97倍）、国外では約28.3億トン（資源採取量約7.2億トンの3.9倍）の計39.2億トンも生じているとの推計もあります。

3 法的基盤の整備

このような状況に対応するため、21世紀の経済社会のあり方として環境と経済を統合した持続可能な発展を指向する「循環型社会」という考えが提起され、この循環

型社会の実現に向けた道程を明らかにするために20世紀最後の年である平成12年6月に循環型社会形成推進基本法（循環基本法）が制定されました。

また、この循環基本法と一体的に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）が改正され、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法：再生資源の利用の促進に関する法律の改正）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）が成立しました。さらに、平成14年7月には使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）が成立し、既存の容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）などと併せて、循環型社会の形成に向けた取組を推進する法的基盤は整備されつつあります。

4 施設等の整備

廃棄物等の適正な循環的利用や処分のための施設は循環型社会の形成を図る上で不可欠なものです。このため、一般廃棄物に係るごみ処理施設、産業廃棄物の中間処理施設、下水道や浄化槽などの汚水処理施設、一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場等の整備が進められています。

また、廃棄物等に関する情報の迅速かつ的確な把握、分析及び公表に向けた統計情報の整備、製品の素材開発や生産工程から循環的利用、処分に至るまでの循環型社会の形成に資する調査研究の実施、科学技術の振興等が進められています。

5 国民等の自発的な活動の推進

国民や事業者が、自らの日常生活や事業活動に伴って廃棄物等を発生させていることを認識し、循環型社会の形成に向けてそれぞれが担うべき責任と果たしうる役割について理解を深め、具体的な活動を進めていくことが望まれます。このため、環境教育・環境学習の振興、民間団体による資源回収やフリーマーケットの開催などの自発的活動を促進するための情報提供、国及び地方公共団体の職員を含め循環型社会の形成に資する人材の育成などが進められています。また、事業者においては、循環型社会に向けての製品への配慮、循環型社会ビジネス（廃棄物処理業、再生資源流通業、再生資源加工業、リユース製品流通業、処理装置等の製造業、環境コンサルタント業など）などが進展しつつあります。

第2節 課題

1 循環を基調とする社会経済システムの実現

以上のような現状の中で、総物質投入量・資源採取量・廃棄物等発生量・エネルギー消費量の抑制（リデュース）、再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の適切な推進を図り、天然資源の消費の抑制と環境負荷の低減を目指した取組を本格的に進める必要があります。

特に、天然資源のうち化石燃料や鉱物資源などの自然界での再生が不可能な資源の使用量を最小化し、再生資源や再生可能な生物由来の有機性資源であり、持続的利用が可能となるように、環境に適切に配慮しつつ収集等がなされたバイオマスの利用を推進していく必要があります。

また、資源の循環に要するエネルギーが増大することは新たな環境の負荷を生むことになるため、循環に要するエネルギーの効率的な利用やバイオマス等の再生可能エネルギーの利用の推進を図っていく必要があります。さらに、効率的な静脈物流の整備を進めていく必要があります。

隠れたフローについては、必要以上の資源採取をしないことや採取方法の工夫などを通じて低減していく必要があります。

2 廃棄物問題の解決

近年、廃棄物の排出量の高水準での推移を背景に、不適正な循環的利用及び処分、最終処分場の残余容量のひっ迫、不法投棄の多発とその原状回復方策の確立などといった課題が顕在化しています。これらの問題の解決は、循環型社会形成の前提となるものです。